

減資と最近の税制改正の動向

経営再建中のシャープが、資本金を「減資」することが話題となりました。資本金を1億円にして中小企業に対する税制上の優遇メリットを受けるといった報道もありましたが、結局、資本金は5億円に落ち着きました。そもそも「減資」とはいったいどのようなものなのでしょうか。また、中小企業に対する税制上の優遇措置とはどのようなものなのでしょうか。今月は「減資」について簡単に整理したいと思います。

1. 減資とは

「減資」とは、会社法上は資本金の計数を減少させる行為をいいます。資本金はそのままでは配当をすることができない金額、言い換えれば会社債権者に対する利益の保護という側面を有しています。「減資」は一言でいえばこの資本金を減少させることをいいます。資本金を減少させることの本質は、通常の場合は資本の欠損を填補することにあります。バブル崩壊後やリーマンショック後に業績が悪化し、やむをえず欠損填補を行った会社も多いのではないのでしょうか。

他方、資本金を減少してその他資本剰余金を増加させ、これを原資に配当を実施することも可能です。

減資に伴い株主に対して金銭等の交付（その他資本剰余金の配当）を行うケースを「有償減資」、欠損を填補するときのように金銭等交付がないケースを「無償減資」といいます。

2. 99%減資と100%減資の違い

今回シャープが実施したのは約99%の減資です。この減資と似て非なるものが、JALなどが過去に実施したいわゆる100%減資です。両者はどのように違うのでしょうか。100%減資は事業再生の局面でしばしば利用されます。両者の最大の違いは既存株主に責任を取らせるか否かです。すなわち100%減資の場合は一旦資本金をゼロとして既存株主の株式を会社が無償で取得し消却することで、既存株主は株主としての地位を失うこととなります。それに対して99%減資の場合は、株主としての地位は失わないばかりか資本金の計数が変動するのみであるため株主としての持分にも変動はありません。

3. 減資についての税務メリットと税制改正の動向

資本金が少ないことにメリットがあるのであれば減資も検討したいと考える方もいらっしゃると思います。税制上、資本金が1億円以下の場合の優遇税制を列挙するとおおよそ以下となります。

- 交際費の損金算入限度額
- 少額減価償却資産の特例
- 中小企業の軽減税率

- 特定同族会社の留保金課税の不適用
- 貸倒引当金の適用と特例
- 繰越欠損金の繰越控除
- 特別償却・税額控除等

減資の実務的なメリットとして影響が大きいのは「欠損金の繰越控除」ではないのでしょうか。この制度は、資本金1億円超の法人（以下「大会社」）にあっては、欠損金の控除限度額が所得金額の80%に制限されるというものです。資本金1億円以下の法人（以下「中小法人等」）にはこの制限はなく所得金額の全額を欠損金で控除することが可能です。

例えば、欠損金がある場合の納税額の推移を比べると以下のように差異が生じます。納税額はトータルでは変わりませんが、大会社の場合は納税のタイミングが早くなり業績回復期のキャッシュフローを悪化させていることがわかります。

	X0	X1	X2	X3
欠損金控除前の所得金額	-1,000	500	500	500
【中小法人等】				
欠損金控除後の所得金額	-	0	0	500
法人税等	-	0	0	150
【大会社】				
欠損金控除後の所得金額	-	100	100	300
法人税等	-	30	30	90

※ 実効税率30%と仮定

しかもこの制度については、平成27年度税制改正において、平成27年4月1日以後開始する繰越控除する事業年度については控除限度額が所得金額の65%へ、平成29年4月1日以後開始する繰越控除する事業年度については控除限度額が所得金額の50%へ縮小することが決定しており、図の例よりも大会社の税負担は重くなります。欠損金には繰越期間もありますし、リーマンショック後などに巨額の欠損を抱えつつも回復基調にある会社にとっては資金計画的にも厳しい改正といえるでしょう。

最後に、政府は中小企業の優遇税制の基準となる資本金1億円基準を見直すとの報道もあります。どのような基準となるかは現時点では未定ですが、減資を検討する場合には、この税制改正の動向にも注視が必要ではないかと思います。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券